



令和元年10月1日より

幼児教育・保育の無償化がはじまります。

3歳児から5歳児までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用している子どもたちの利用料が無償化されます。

国の無償化の対象は？

- (1) 3歳児から5歳児
- (2) 住民税非課税世帯の0歳児から2歳児



松野町の少子化対策・子育て支援施策

- (1) 保育料の負担軽減

国の基準では、第2子半額、第3子無料であるところ、松野町では平成29年度より第1子から保育料を半額、第3子無料とし、少子化対策・子育て支援施策に取り組んでいます。

- (2) 主食費免除

現在、虹の森まつの保育園では3歳児から5歳児の本来保護者の負担である主食（ごはん）を免除しています。また、町内産のお米を給食で使用することで地産地消にも取り組んでいます。

さらに、無償化の対象外となった副食費を免除！

今回の国の無償化の対象外とされ、3歳児から5歳児にかかる副食費（おかず）は原則保護者負担となりました。しかし、松野町は3歳児から5歳児に限らず、全ての年齢にかかる副食費を免除することにしました。国の目安では、一ヶ月あたりおよそ4,500円の副食費相当分を免除します。

0歳児から2歳児についても、保育料から副食費相当分を差し引きます。

※ そのため、免除は町内在住の子どもに限ります。

